

若い二人の日中友好

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

私達の事務所では、毎年、中国の大学で法律を学ぶ中国人の学生さんを短期研修生として受け入れています。今年は上海オフィスでも、日本の法科大学院で勉強する学生さん数名を、研修生として迎えました。短い研修期間ですが、日本や中国の法律に関する課題を出して、調査や検討をしてもらったり、我々が中国の現場でどのような仕事をしているか説明したりして、日中間の法務に関与する弁護士の日常を知ってもらうというものです。

研修生の皆さんにとっては、中国で見聞きするもの全てが新鮮に感じられるようで、嬉々として取り組んでもらえます。また日本の裁判制度と中国の裁判制度の違いや、中国特有の制度についても、比較法の視点から見るとかなり制度の違いがあるため、関心を持てるようです。

もっとも、今回、我々が日頃一緒に仕事をしている現地の提携先法律事務所の新人中国弁護士のメンバーと研修生の皆さんが交流してもらえたことは、若い法律家の卵達の間での日中友好になったのではないかと感じました。上海

オフィスのメンバーも加わってランチを一緒にした際は、仕事の話は殆どなく、自分の趣味の話や好きな日中の映画の話、中国で初めて食べた珍しい食事の話、更にはお互いの大学の話など、話題は尽きないようで、お決まりのWechat交換もしているようでした。

日中友好というと、国家間の大げさな話になりがちですが、今回のような若い人達の小さな交流や、お互いの親近感の積み重ねが、異なる国の人達を理解する最も重要なきっかけになると改めて感じました。私自身、20年以上前に北京留学した際、留学先の体育の先生に太極剣（拳ではありません）を連日習ううちに意気投合し、結局、先生ご夫妻の自宅に下宿することになり、一気に中国愛が高まったのを思い出しました。今回の研修を切っ掛けに、日中の若いメンバーには今後も交流を続けてもらえると嬉しいです。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。